

医師、齒科医師課税に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十三年六月十八日

小川友三

参議院議長 松平恒雄殿

昭和廿三年六月廿八日

医師、齒科医師課税に關する質問主意書

医師にも一般所得税法にて政府は課税するという強行方針の由であるが、全國十万人の医師、齒科醫師は一人五万円の所得税金と見て合計五十億円の支拂いになるが、この支出に當り醫師は病人より收入を挙げる立場となるが、醫師には二分の一ぐらいか三分の一ぐらいの軽減の処見あるべきであるが処見を問う。

右質問に対し速に御答弁を求む。